

様式第7号ア（認定を受けようとする課程を有する大学・学科等における教員養成の目標等に関する書類）

（1）大学・学科の設置理念

①大学

本大学院は、学部における一般的並びに専門的教養の基礎の上に、専門の学術を研究し、その深奥を究め、かつ、キリスト教に基づいて人格を陶冶し文化の進展に寄与することを目的とする。

②学科等（認定を受けようとする学科等のみ）

近年、スポーツをめぐる世界的状況は目まぐるしく変化しており、特に2021年8月から9月にかけて開催された東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会等に代表されるスポーツイベントは、世界規模での経済的、社会的な影響を与え、スポーツが世界のグローバル化を助長する状況となっている。またスポーツは、身体的諸能力の洗練によって人間の可能性を開花させるものとして、さらに人種、性別、年齢、言語、障がいの有無など、人間を区別してきた枠組みを身体的コミュニケーションと共感によってつなげる可能性を持つものとして、多様性（ダイバーシティ）に満ちた共生社会の構築とともに地域社会、ひいては国際社会における平和と友好に寄与することが益々期待されている。

本研究科では「スポーツウエルネス学」を教育研究の中心に位置付ける。「スポーツウエルネス学」は、すべての人間の適応可能性を広げ、スポーツパフォーマンスの向上と高度なスポーツ文化の創造に寄与するための理論と方法論の構築をめざすスポーツ科学と身体的、精神的障害を予防しながら、幸福で充実した人生を送るために、より創造的に心身の健康を探求し、維持・発展させる理論と方法論の構築をめざすウエルネス科学とを融合させた学問体系であり、スポーツ並びにウエルネスに関わる様々な課題を対象として総合的に研究し、スポーツ推進とウエルネスの向上に寄与することを目的としている。これらを踏まえ、本研究科では、主にスポーツパフォーマンスの向上と高度なスポーツ文化の創造に関する教育研究を行うスポーツ分野と主に心身の健康を探求し、維持・発展に関する教育研究を行うウエルネス分野に教育研究分野を区分し、その区分に応じた教員組織を整備する。また、修了後の進路に関連する、アスリートパフォーマンス、ウエルネススポーツ及び環境・スポーツ教育の3つの人材養成像を掲げる。さらに、修了後の進路にかかわらず、前期課程においてはスポーツ分野及びウエルネス分野の双方の授業科目を履修すること、後期課程においては正指導教員に加えて、副指導教員2名をそれぞれの分野から一人ずつ選択する。

人材養成像として、第一にアスリートのパフォーマンス向上を目指す研究者及び高度専門職業人が挙げられる（アスリートパフォーマンス）。一般に、スポーツはより高いパフォーマンスを競い合う競技スポーツと、ウエルネスレベルを高める目的で実践されるウエルネススポーツに大別される。競技スポーツにおけるパフォーマンスの追求は、人間の身体的・精神的な限界への挑戦であるが、医学の進歩及び技術が革新されていく現代においても、スポーツ現場での傷害発生をなくすことは難しく、周辺からの過度な期待や重圧から精神的に追い込まれるスポーツ競技者は少なくない。つまり、スポーツの進歩にも過度なトレーニングによる身体的・精神的障害を予防しながら、人間の有する潜在的な可能性をより高いレベルまで追求するというウエルネス的な視点も必要となる。したがって、これからのアスリートサポートにはスポーツ科学だけではなくウエルネス科学の知見が不可欠であり、スポーツウエルネス学的知見を総合的に理解し、アスリートのハイパフォーマンスに貢献できる人材が求められている。

第二に、心身ウエルネスの向上を目指す研究者及び高度専門職業人が挙げられる（ウエルネススポーツ）。近年注目されるウエルネスは心身の健康だけでなく価値観や生きがいなども含めた多面的、総合的な健康観であり、例えば心身に障害を抱えていたとしてもよりよい人生を歩んでいくための重要な指標となる概念である。OECD（経済協力開発機構）が2011年より開始した「OECDより良い暮らしイニシアチブ」では、「より良い暮らし指標」として、住宅や収入といった物質的生活状況だけではなく、社会とのつながり、環境の質、健康状態や主観的幸福といった生活の質もよりよい暮らしには重要であることが示されている。すなわち、ウエルネスレベルを高めることは、人の可能性の追求に関連

した成長や社会貢献などを通して実現される包括的な幸福感を高めることに繋がると考えられる。この点において、スポーツは多様な価値観を認め合いながら心身の健康や生きがい感なども高める総合的な活動であり、心身の障がいの有無にかかわらずより良い人生を歩んでいくために重要なツールとなりうる。つまり、ウェルネスの向上には、スポーツの実施による心身の変化や運動参加への動機付けなどのスポーツ科学的な視点も必要となる。したがって、より高度なウェルネス社会の構築には、スポーツウェルネス学的知見を現場で実践的に活用できる人材の育成が不可欠である。

最後に、環境問題やサステナビリティ社会を念頭においた、スポーツを通じた人間教育を目指す研究者及び高度専門職業人が挙げられる（環境・スポーツ教育）。地球規模で自然破壊が進行し、人間の生活環境までも大きく変化する現代において、人と自然との調和に基づくウェルネス社会の実現に向けて、自然環境や生活環境のあり方を、サステナブルな視点から次世代に伝えていくことが求められている。こうした環境のあり方を伝える上で、体力やメンタルヘルスの向上、生きがい感の高まりなどスポーツの持つポジティブな側面を社会に定着させ、逆に暴力など、スポーツと親和性が高いと考えられてきたネガティブな側面を一掃するためには、スポーツ教育の持つ役割が大きなものとなる。特に、スポーツによるウェルネス社会の構築のためにはスポーツの内在的・外在的価値を高めることができ、スポーツウェルネス学的知見に基づいたスポーツを通じた人間教育が重要となる。そこで、自然環境や生活環境のあり方に関する高度な知見を有し、スポーツの教育的価値を高め、子どもや運動・スポーツ実施者センタードの立場から、実施者の主体的な学びに寄与し、スポーツを通じた人間教育に貢献できる人材は、今後の自然環境や生活環境が調和した高度なウェルネス社会の構築に不可欠である。これらの人材の養成には、スポーツウェルネス学的知見を総合的に理解し、現場で実践的に活用できる理論と方法の獲得が求められる。

このように、スポーツにおけるハイパフォーマンスの実現、ウェルネスレベルの向上及び自然環境と生活環境が調和したウェルネス社会の実現においては、スポーツウェルネス学に関する最新の自然科学・社会科学的知見について理解し、現場におけるさまざまな専門家とも連携しつつ諸課題を解決し、個々のニーズに合った解決策を提示できる研究者及び高度専門職業人の養成が必要である。

そのような状況の中、現在、本学大学院におけるスポーツウェルネス学の教育研究は、より良いコミュニティ社会を福祉的な視点で探求する、コミュニティ福祉学研究の一部として展開している。しかしながら、これはスポーツウェルネス学の進展と範囲の拡大を考えた時、十分に専門科目の配置がなされている状況とは言い難い。したがって、この分野に寄せられる社会的要請に応えるべく学問体系を構築するためには、多岐にわたるスポーツウェルネス学を拡充及び深化させる必要がある。2023年度のスポーツウェルネス学部の新設に伴う、教員増員による教育研究の幅の拡充によって、スポーツウェルネス学に関する専門科目を配置することができ、十全な研究・教育が可能になるものと期待される。さらに、スポーツ・健康に関する研究科は年々増加しているが、他の研究分野に比べると数が少なく、スポーツ庁が進める「スポーツ基本計画」を推進していくためにはスポーツ環境の基盤となるスポーツ・健康系の研究者の人材育成が急務となっており、国内外におけるスポーツ・健康分野の発展に貢献するためにも、本研究科を新設する意義がある。

これらの意義は、「普遍的なる真理を探究し、私たちの世界、社会、隣人のために」という立教大学の教育理念とも合致するものであり、スポーツウェルネス学に関連する基礎的な学問により、人間の可能性の追求と誰もが快適で活力に満ちたウェルネス社会の実現に積極的に貢献することが、本研究科を設置した理由である。

（２）教員養成の目標・計画

①大学

「Pro Deo et Patria」（直訳では「神と国のために」）を建学の精神を表す言葉として大切にしてきた本学は、現在、このラテン語を「普遍的なる真理を探究し、私たちの世界、社会、隣人のために」と捉え、本学の教育の根幹としている。このように私たちの世界、社会、隣人のために働くこと

のできる「専門性に立つ教養人」を育成することを、大学全体の教育理念として掲げており、教員養成においても学校教育にのみ特化した専門家を養成するのではなく、リベラルアーツに基づいた幅広い教養を持ち、多様な社会の変化、児童・生徒の多様な個性とそのニーズに対応できるような「教育に関する専門性を持ち、さらに真の教養人といえる将来の教員」の養成を目標としている。

この目標を実現するため、本学の中・高教員養成の課程では以下の計画に基づいた養成を行っている。

- (1) 本学の教職課程を修了して教育職員免許状を取得する場合、「教科及び教科の指導法に関する科目」のうち「教科に関する専門的事項」の修得必要単位数を相対的に多く配置して、卒業・修了する学部・大学院における専門的知識の学修を重視している。
- (2) 「教育の基礎的理解に関する科目」と「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」については学部1、2年次のうちに履修を開始できるようにし、主に学部3年次までにこれらの履修をすべて終えた上で、4年次の教育実習に臨むことを可能とするカリキュラムを組んでいる。
さらに「教科及び教科の指導法に関する科目」のうち「各教科の指導法」必修8単位については、3、4年次の必修としており、実習前年度（3年次）4単位修得を4年次の教育実習参加要件としている。教育実習前年度から当該年度にかけて、学生各自が教科に関して専門的に学修してきた事項について、教科・科目の指導内容に具体化するための指導法を演習方式で吟味し、学生全員が模擬授業を経験した上で教育実習に臨むことを必須としている。
- (3) 「教育実践に関する科目」では、4年次の教育実習を中心として位置づけるとともに、実習前年度の教育実習事前指導において、関係校である立教池袋・新座中高の教員による授業案作成についての添削指導、実習全般に関する講話のプログラムを実施し、4年次秋学期の教職実践演習では、学部・学科教員による実習後の面談指導、地域の教育委員会関係者の講話、本学OBOGの中・高管理職教員の講話のプログラムなどを実施している。
- (4) 上記（1）～（3）は、いずれも教育職員免許状取得のための必修科目のカリキュラム編成やその中でのプログラムとなるが、これらに加えて、教職をめざす学生の教職と教育実践への理解と関心を深める機会として、卒業後、数年から10年以上の本学OBOG教員と交流する「教職懇談会」などを毎年開催している。また、（※2020年度、2021年度についてはcovid-19下で実践困難となったものの）教育現場における児童・生徒理解の機会を増やすため、学校ボランティアや子どもの学習支援活動の募集情報を提供し、参加を促す働きかけを随時行っている。

②学科等（認定を受けようとする学科等のみ）

本研究科の教育研究上の目的は、「スポーツウエルネス学研究科は、学士課程教育における一般的並びに専門的教養の上に、スポーツウエルネス学を研究し、その深奥を究め、かつ、キリスト教に基づいて人格を陶冶し文化の進展に寄与することを目的とする。」としている。教員養成においても本研究科の教育研究上の目的および大学の掲げる教員養成の目標・計画と同様に、学校教育にのみ特化した専門家を養成するのではなく、リベラルアーツに基づいた幅広い教養を持ち、多様な社会の変化、児童・生徒の多様な個性とそのニーズに対応できるような「教育に関する専門性を持ち、さらに真の教養人といえる将来の教員」の養成を目標としている。具体的な教員養成像及び学生に修得させる能力は次のとおりである。

競技スポーツにおけるハイパフォーマンスの向上とその達成は、身体的諸能力の洗練によって人間の可能性を開花させるものであり、その達成のためには、スポーツの特性、技術の進化等に応じて、多様な科学的知見に基づくアプローチが不可欠である。

また、超高齢社会を迎えた我が国において、スポーツ活動を通じた個人の生きがいの創造や構築、豊かな人間関係や自然との関わりに基づく孤立の防止などを通して、総合的な健康観であるウエルネスの向上をいかに図るかなどの問題は、今後、国家的な問題として益々重要性を増すことが確実視され

ている。そのためには、スポーツを通じて、心身のバランスを整え人々のウェルネスの向上に貢献し、人間関係や自然との関わりにおいて健全でバランスのとれた社会を構築することが必要である。

これらのスポーツにおけるハイパフォーマンスの達成とスポーツを通じたウェルネスの向上を支えるためには、すべての人間の適応可能性を広げ、スポーツパフォーマンスの向上と高度なスポーツ文化の創造に寄与するスポーツ科学的知見ならびに身体的、精神的障害を予防しながら、幸福で充実した人生を送るために、より創造的に心身の健康を探求し、維持・発展をめざすウェルネス科学的知見を融合した高度なスポーツウェルネス学的知見が必要である。

そこで本研究科では、学士課程教育における一般的並びに専門的教養の上に、スポーツウェルネス学の進展への寄与及びそれを通じた社会貢献により、スポーツウェルネス学の分野で指導的な立場になる教員、誰もが快適で活力に満ちた社会の実現に積極的に貢献できる教員の養成を目標とする。

この目標を実現するため、本研究科のカリキュラムは、高い研究倫理と研究能力を基盤とし、人間の可能性の追求と全ての人のウェルネス向上を通してウェルネス社会の構築に寄与する高度なスポーツウェルネス学の知見と力能を有する人材養成を目的としており、スポーツ分野とウェルネス分野の2つの研究分野から構成され、選択する研究分野に関わらず教員免許状（専修）が取得できるようにする。

教員免許状（専修）取得のための要件は、以下のとおりである。

1. 基礎資格

- (1) 専修免許状は、修士の学位を有すること。
- (2) 保健体育の1種免許状を取得した者。または保健体育の1種免許状の申請資格を大学院修了までに取得できる者。

2. 単位修得要件

- (1) 学部の免許教科と大学院前期課程（修士課程）の免許教科が同じ場合は、免許1教科につき、大学院博士課程前期課程または修士課程での自専攻開設科目（スポーツウェルネス研究1～14）24単位以上を修得すること。
- (2) 学部の免許教科と大学院前期課程（修士課程）の免許教科が異なる場合は、専修免許状は取得できない。

前期課程では、学位授与の方針に沿って、以下のとおり30単位を修了要件とした教育課程を編成している。これらの教育課程を通じて得られる学修成果は、科目ごとに定める評価基準および修士論文審査基準によって評価する。

リサーチワーク（8単位修得）は、「研究基礎」および「研究指導1～3」で構成される。「研究基礎」は、学位授与方針に掲げる（1）基礎的知識や研究倫理を身に付けるため、必修科目として配置する。

また、「研究指導1～3」は、学位授与方針に掲げる（2）論文（修士論文）を執筆し、適切に発表する能力及び（3）専門的な理論、知識、技能を修得し、実践的に運用できる能力を養うために、必修科目として配置し、研究指導教員による修士論文を作成するための指導を行う。

さらに、研究指導における上記（3）の養成を補完するため、コースワークは、スポーツ分野及びウェルネス分野の2分野から、合わせて22単位以上の修得が必要である。

スポーツ分野では、すべての人間の適応可能性を広げ、スポーツパフォーマンスの向上と高度なスポーツ文化の創造に寄与するスポーツ科学的知見を身に付けるため、「スポーツウェルネス研究3（トレーニング科学、コーチング）」、「スポーツウェルネス研究7（スポーツ医学）」、「スポーツウェルネス研究9（バイオメカニクス）」、「スポーツウェルネス研究10（スポーツ・運動心理学）」、「スポーツウェルネス研究11（スポーツ方法学）」、「スポーツウェルネス研究6（スポーツ栄養学）」等の授業科目を配置する。

ウェルネス分野では、身体的、精神的障害を予防しながら、幸福で充実した人生を送るために、より創造的に心身の健康を探求し、維持・発展をめざすウェルネス科学的知見を身に付けるため、「スポ

ーツウエルネス研究1（スポーツ社会学）」、「スポーツウエルネス研究2（野外教育、環境教育）」、「スポーツウエルネス研究4（環境生理学、神経科学）」、「スポーツウエルネス研究5（ウエルネスジェンダー学）」、「スポーツウエルネス研究8（健康心理学）」、「スポーツウエルネス研究12（分子細胞生物学）」等の授業科目を配置する。

リサーチワークの「研究基礎」は研究手法の基礎と研究倫理を獲得する科目であるため、1年次春学期に担当し、修士論文指導教員による演習科目である「研究指導1～3」は、1年次秋学期に「研究指導1」、2年次春学期に「研究指導2」、2年次秋学期に「研究指導3」を担当する。原則として、研究指導1→2→3の順に履修することになるが、休学等により所定の開講学期の科目を履修できない場合は同じ数字の科目を振り替えての履修が可能である。「修士論文」は、2年次秋学期に担当される。

大学設置基準に基づき、各授業科目の単位数は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により単位数を計算するものとする。（1）講義及び演習については、15時間から30時間の授業をもって1単位とする。（2）輪講、実験、実習及び実技については、30時間から45時間の授業をもって1単位とする。これを踏まえ、本学では1科目100分授業を14回行っているため、1科目あたり2単位としている。

必修科目から8単位、選択科目から22単位以上を修得することに加え、さらに修士論文を提出し、その審査及び最終試験に合格した者に対し、修士の学位を授与する。本研究科では、個々の学生に対する研究手法の基礎と研究倫理及び修士論文指導教員による演習科目を、入学後4半期全てに配置するため、必修科目の修了要件単位数を8単位とする。また、広範囲にわたるスポーツウエルネス学分野における課題を抽出し解決できる人材の養成を目的としていることから、広くスポーツウエルネス学内の関連研究領域の基礎知識と課題を習得する必要性がある。したがって、2つ以上の研究領域の科目を履修するために、選択科目の修了要件単位数を22単位とする。

（3）認定を受けようとする課程の設置趣旨（学科等ごとに校種・免許教科別に記載）

中央教育審議会の答申「これからの学校教育を担う教員の資質能力の向上について～学び合い、高め合う教員育成コミュニティの構築に向けて～（2015年12月21日）」によると、「複雑化、多様化する教育課題に対応するためには、教員の資質能力について一層の高度化が図られなければならない。そのためには、将来的には教員養成の大学院レベル化も視野に入れつつ、教職大学院を中心とした大学と教育委員会が連携しながら教員の養成や研修を進めていくことが必要である。また、教員がこれらの方法により学習した成果を専修免許状の取得や能力証明に結びつけられる方策も重要である。これらにより、一人一人の教員が自ら学び続ける意欲を高め、ひいては高度専門職業人としての教員の地位の確立にも寄与することが期待される。」とあるように、近年、専修免許状の取得等を通じた教員の資質能力の高度化が求められている。

そのため本研究科では、教員の実践力の向上を目指すために教職課程を設置し、単に運動技能や指導技術に優れているだけでなく、「知・技・心」の調和がとれ、保健体育の指導を通して学修者の望ましい人間形成を促す教員、生徒指導などにおいて集団のリーダーとなる教員を養成する。さらに、スポーツを科学的に指導していく技術や部活動の指導者としての力量を身に付けさせる。

本研究科では多様な専門分野の知識や技術に触れることができるので、教育実践そのものから少し距離を置いて、広い観点から眺め直して研究する姿勢を身につけつつ、学校現場では得られない新たな実践を探究することを目指す。

〈中学校〉

中学校学習指導要領の目標には、「体育や保健の見方・考え方を働かせ、課題を発見し、合理的な解決に向けた学習過程を通して、心と体を一体として捉え、生涯にわたって心身の健康を保持増進し豊かなスポーツライフを実現するための資質・能力を育成することを目指す」ことが掲げられている。そのため、中学専修保健体育では、中学校学習指導要領の目標のなかで具体的に挙げられている、「

個人生活における健康・安全についての理解」、「運動や健康についての自他の課題の発見」「合理的な解決に向けての思考、判断」「生涯にわたって運動に親しむ」「健康の保持増進と体力の向上を目指し、明るく豊かな生活を営む態度を養う」について着目し、幅広い指導力を高める多様な体育科学の理論と応用について理解を深め、運動の指導力や授業実践力を養うために総合的に学ぶ姿勢を持つ人材を育てることを目指す。

〈高等学校〉

高等学校学習指導要領の目標には、「体育や保健の見方・考え方を働かせ、課題を発見し、合理的、計画的な解決に向けた学習過程を通して、心と体を一体として捉え、生涯にわたって心身の健康を保持増進し豊かなスポーツライフを継続するための資質・能力を育成することを目指す」ことが掲げられている。そのため、高等専修保健体育では、高等学校学習指導要領の目標のなかで具体的に挙げられている、「社会生活における健康・安全についての理解」、「運動や健康についての自他や社会の課題の発見」「合理的、計画的な解決に向けての思考、判断」「生涯にわたって運動に親しむ」「健康の保持増進と体力の向上を目指し、明るく豊かな生活を営む態度を養う」について着目し、保健体育に関する豊かな専門的知識を基礎として、運動部活動などの教科外体育における生徒指導や学校保健活動などの学校マネジメント能力に優れた教員として中心的役割を担う人材を育成する。

また、高等学校では「体育」と「保健」がそれぞれ科目として独立しており、中学校と異なりそれぞれの専門性が高いのが特徴として挙げられる。本研究科では、先述の通り、「スポーツ活動を通じた個人の生きがいの創造や構築、豊かな人間関係や自然との関わりに基づく孤立の防止などを通して、総合的な健康観であるウェルネスの向上」に貢献する人材養成を目標としているため、特に保健領域についての学びを特化していく。

以下、各スポーツウェルネス学分野において専門性が求められる研究者及び高度専門職業人（教員を含む）を養成する。

《アスリートパフォーマンス》

競技スポーツは人間の身体的・精神的な限界に挑戦する営みでもあり、その過程で高いレベルのパフォーマンスが追求されている。そこで、スポーツ科学とウェルネス科学双方の専門的な知識を持ったスポーツ指導者及びスポーツウェルネス学的知見を総合的に理解し、中学生及び高校生を含むアスリートのハイパフォーマンスの達成に貢献できる人材を養成する。

《ウェルネススポーツ》

スポーツ参画人口を増加させるためには、若年期から高齢期までライフステージに応じたスポーツ活動が重要であり、社会人、女性、障がい者のスポーツ実施率の向上と、これまでスポーツに関わってこなかった人へのはたらきかけが必要である。超高齢社会を迎え、生活習慣病の予防・認知症予防、身体機能の維持・向上をいかに果たしていくのか、また、高ストレス社会である現代においていかに心身のバランスを維持し、高度なウェルネスを達成できるかが重要な社会課題となっている。そこで、心身ウェルネスに関するスポーツウェルネス学的知見を有し、スポーツ参画人口の増加およびスポーツを通して総合的なウェルネスの向上に貢献できる人材を養成する。

《環境・スポーツ教育》

地球規模で自然破壊が進行し、人間の生活環境までも大きく変化する現代において、自然環境や生活環境のあり方を、サステナブルな視点から次世代に伝えていくことが求められている。そこで、人間を取り巻く自然環境・生活環境とスポーツとの望ましい関係のあり方、環境問題に対するスポーツからのアプローチ、スポーツと人間の望ましいかかわりを踏まえ、それらの課題を教育の営みとして展開するためのスポーツウェルネス学に関する基礎的な研究能力を習得させ、環境問題やサステナブル社会に関する高度な知見を有し、自然環境・生活環境とスポーツの望ましい関係を踏まえた人間教育に貢献できる人材や子どもや運動・スポーツ実施者センタードの立場から、スポーツを通じた人間教育に貢献できる人材を養成する。

様式第7号イ

I. 教職課程の運営に係る全学的組織及び各学科等の組織の状況

(1) 各組織の概要

①

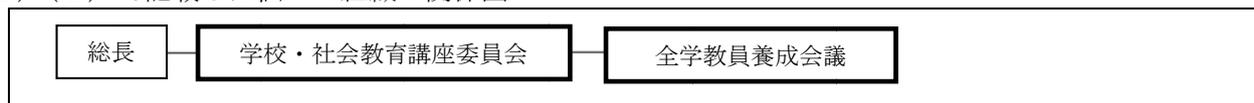
組織名称：	学校・社会教育講座委員会
目的：	<p>本学「学校・社会教育講座」各課程（教職・司書・学芸員・社会教育主事）に関する次の事項の審議</p> <p>(1)カリキュラムの編成、(2)課程修了の判定、(3)科目等履修生の選考判定、(4)人事、(5)予算管理、(6)その他必要な事項</p>
責任者：	学校・社会教育講座委員長（文学部長兼務）
構成員（役職・人数）：	<p>委員会は、次の者をもって構成する。</p> <p>(1)各学部長、(2)全学共通カリキュラム運営センター部長、(3)大学院独立研究科運営部長、(4)大学院キリスト教学研究科委員長、(5)各課程の主任及びその専任教員</p> <p>(6)講座が設置する必修科目を担当する本学専任教員、(7)文学部教育学科長、初等教育専攻課程主任及び教育学科教務委員、その他教務部長が陪席</p>
運営方法：	教務部学校・社会教育講座事務室が事務局となり、年間約4～5回の会議開催および適宜稟議審査による審議を行っている。

②

組織名称：	全学教員養成会議
目的：	<p>立教大学の教員養成課程の適切かつ円滑な運営に寄与し、課程の質の保証及び向上に資するために、大学の教員養成に関する事項について連絡、調整又は審議し、講座委員会へ報告又は提案を行う。養成会議は、次に掲げる事項を所管する。</p> <p>(1) 教職課程認定の基準等に関わる事項</p> <p>イ 教職課程認定申請に関する事項</p> <p>ロ 教職課程認定基準の維持に関する事項</p> <p>(イ) 「教科に関する科目」及び「教科及び教科の指導法に関する科目等」に関して、法令により指定された変更事項</p> <p>(ロ) 「教職に関する科目」及び「教育の基礎的理解に関する科目等」に関して、法令により指定された変更事項</p> <p>(ハ) 「教育職員免許法施行規則（昭和29年文部省令第26号）第66条の6に定める科目」に関して、法令により指定された変更事項</p> <p>ハ 教職課程認定の取下げ</p> <p>ニ その他文部科学省から指定された事項に該当する場合の対応</p> <p>(2) 教員養成に関わる全学的規則に関する事項</p> <p>(3) 前2号に掲げた事項のほか、大学における教員養成に関わる事項</p>
責任者：	学校・社会教育講座委員会委員長
構成員（役職・人数）：	<p>1 養成会議は、次の委員をもって構成する。</p> <p>(1) 講座委員会委員長</p> <p>(2) 教職課程を設置している学科を持つ学部又は研究科からそれぞれ選出された教員</p> <p>(3) 文学部教育学科初等教育専攻課程主任</p> <p>(4) 学校・社会教育講座教職課程主任</p> <p>(5) 全学共通カリキュラム運営センターが選出した教員 1人</p> <p>2 前項第2号に掲げる委員の選出人数及び選出者の決定方法は、教員免許課程認定の状況に応じて、教職課程を設置している学科を持つ学部又は研究科毎に協議することによる。</p>
運営方法：	学校・社会教育講座事務室が事務局となり、原則として年2回開催する。議長が必要と認める場合には、臨時に開催することができる。

様式第7号イ

(2) (1) で記載した個々の組織の関係図



II. 都道府県及び市区町村教育委員会、学校、地域社会等との連携、協力に関する取組

(1) 教育委員会との人事交流・学校現場の意見聴取等

東京都教育委員会には、都内の中学校・高等学校での実習希望学生の受け入れについて、一括申請を毎年度行っており、教育職員免許状の一括申請もキャンパス所在地の教育委員会である東京都教育委員会と埼玉県教育委員会に対して行っている。また、埼玉県、千葉県、神奈川県各教育委員会とは毎年度、本学学生に対する教員採用選考説明会の実施と講師派遣を依頼している。

さらに、「教職実践演習（中・高）」などの科目において市区教育委員会関係者による講話（地域と学校の連携に関する講話）プログラム実施のため講師派遣を依頼することも多い。加えて、教職懇談会（主に教職をめざす3年次対象）、教職内定者研修会（次年度の教員採用内定者対象）、OBOG教員研修会（本学卒業生の公立学校・私立学校の現職教員対象）など、教職課程主催のプログラムにおいて参加を依頼する本学卒業生の公立学校・私立学校の現職教員を通して、学校現場の状況や課題を聴取し、情報交換・意見交換を行っている。

(2) 学校現場における体験活動・ボランティア活動等

取組名称： ※教職課程主催で行っているものは現状ではないが、本学ボランティアセンターを通して募集されている学校現場のボランティアの紹介は随時行っている。

連携先との調整方法：

具体的な内容：

III. 教職指導の状況

《学部学生に対して》

本学教職課程では、教職を志す学生に対して、学校教育の様々な場面で求められる実践的力量的の形成をめざしている。そのために、教員による一方的な講義をできるだけ少なくし、少人数編成の授業の中で、担当教員の丁寧かつ具体的な指導のもとグループワークやフィールドワークを多くとり入れた授業を多数展開している。また、「教職概論」や「教職実践演習（中・高）」の授業中に中・高の現職教員のお話をうかがう機会を設け、実習前年度必修の「教科教育法」においては、全受講生が必ず1回以上は模擬授業を行うようにカリキュラムを展開している。

《大学院学生に対して》

基本的には、学部学生時代に中学校・高等学校の教育職員免許状の1種免許状取得を終えて、大学院では専修免許状を取得するというパターンを原則としている。他方、大学院学生が中学校・高等学校の教育職員免許状の1種免許状取得をめざす場合には、学部学生への対応と同じとなり、大学院学生であることによる優遇措置は一切とっていない。これは、学部段階のカリキュラムにおける教科とその指導法の知識、また教職に関する基本的な知識の習得を重視しているためである。特に、基本的に2年間で大学院修士課程を修了することを前提としている大学院学生が、大学院に入学後に初めて1種免許状取得をめざす場合には、教職課程の履修が大学院における専門の研究の妨げになるおそれがあるため、教職課程履修開始前に本人が大学院の指導教授に相談するように指示し、無理のない履修計画をたてることを強くアドバイスしている。

他方、本学では学部時代に1種免許状の取得を終え、大学院において研究をしつつ、中・高の教職をめざす大学院学生も年々増加している。これらの大学院学生には、本学教職課程に送られてくる公立/私立中・高の非常勤講師の募集や、近隣の中学校などでの学習補助員アルバイトの募集を積極的に紹介しており、実際に非常勤講師や学習補助員として中・高生徒と関わる大学院学生も少なくない。非常勤講師などでの現場経験についての相談も、個別に応じてアドバイスすることを継続的に行っている。それらの大学院学生の多くは、大学院在学中のそうした経験を活かして大学院修士課程修了後に公立/私立の専任教諭として教職に就いており、この傾向は今後もさらに強まっていくものと考えられる。

なお、本学では、教職課程など資格課程の運営については、全学部の学部長や教務部長、教職

様式第7号イ

課程専任教員などから構成される全学組織「学校・社会教育講座委員会」を設置しており、学部学生・大学院学生に対する教職課程のカリキュラム・科目担当者の決定、課程修了判定はこの委員会にて行っている。さらに、2019年度からは学校・社会教育講座委員会の下に新たに「全学教員養成会議」を設置し、教員養成課程の適切かつ円滑な運営と課程の質の保証及び向上に資する組織としての運営を開始した。